

流 第 438 号
令和 2 年 3 月 27 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

岩手県知事 達 増 拓 也



「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく
牛の「出荷制限解除後の出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、平成
31 年 3 月 28 日に定めた本県の牛の「出荷制限解除後の出荷・検査方針」を別添
のとおり「全頭検査終了後の出荷・検査方針」として見直したので、提出する。

全頭検査終了後の出荷・検査方針

1 定義

- (1) 「検査非対象牛」とは、以下の要件の全てを満たす牛をいう。
 - ① 過去3年間に於いてその飼養する牛の肉から基準値の 1/2 を超える放射性セシウムが検出されることがない農家が飼養する牛
 - ② 飼料の流通・利用の自粛の対象外であるほ場で生産された飼料（稲わら、牧草、飼料作物又は野草）並びに輸入飼料のみが給与され、かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置がとられていること等を県等が確認し、検査の必要がないと認める牛。
- (2) 「検査対象牛」とは、検査非対象牛以外の全ての牛をいう。
- (3) 農家が飼養する牛に検査対象牛が含まれる場合は、当該農家が飼養する当該牛と同一区分の牛は、(1) にかかわらず、検査の対象とする。
- (4) 「検査対象農家」とは(2) に該当する牛の飼養農家をいう。
- (5) 牛の区分は以下のとおりとする
 - ① 肥育牛(当初より食肉用に出荷されることを前提として飼養される牛をいう。)
 - ② 廃用牛等(子取り繁殖用に供された雌牛や、搾乳用に供された乳用種、種雄牛(又はその候補牛)等、肥育目的以外の用に供された牛で、食肉用に出荷されるものをいう。)
- (6) 「検査済み農家」とは、検査対象農家のうち、飼養する検査対象牛の抽出検査結果が基準値の 1/2 以下となり安全が確認された農家をいう。
- (7) 「抽出検査牛」とは、(2) の検査対象牛の中から放射性物質の抽出検査を行うことを県が決定した牛をいう。
- (8) 「検査非対象農家」とは、(1) で検査の必要がないとされた牛と同一の区分のみの牛を飼養する農家をいう。
- (9) 「抽出検査」とは、農家別、牛の区分別に(その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員等が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに)県の職員等が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

2 抽出検査牛

- (1) 県は1の(2)に該当する検査対象牛の中から、1の(7)に定める抽出検査牛を決定し、1の(9)に定める抽出検査を行うものとする。
- (2) 抽出検査牛の選定に当たっては、検査対象牛のうち、原則として当該年度に初めて出荷される牛を含むものとし、出荷先である株式会社いわちく(以下「いわちく」という。)において、放射性物質についての検査を行うものとする。
- (3) 検査対象牛を出荷しようとする場合は、県は、その肉に含まれる放射性セシウム濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても 100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値(50Bq/kg)を超えるときは、当該検査対象農家に対し、その牛の出荷を中止するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直し、その他の所要の措置を行うよう

指導するものとする。

3 検査非対象牛及び抽出検査牛以外の検査対象牛

- (1) 県は検査非対象牛及び抽出検査牛以外の検査対象牛についても、繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛等の出荷が必要であると認める場合は2の(3)と同様の対応を求めることとする。
- (2) 検査非対象牛及び検査済み農家の飼養する牛は、検査は不要とし、県外に移動させ、又はと畜場に出荷して差し支えないものとする。
- (3) 専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする、又は牛の飼養管理のみを請け負う等の検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため抽出検査ができない者が飼養する検査対象牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、県が定める基準値を超えないものに限る。）については、1の(2)に定める検査対象牛である場合を除き、県が適切な飼養管理を確認したものにあつては、県外移動許可書を添付の上、県外へ移動できるものとする。
- (4) 県外から移動してきた12か月齢未満の子牛をやむを得ず早期にと畜しようとする場合、県は必要に応じ移動元の県に当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会し、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、県が定める基準値を超えるときは、当該出荷農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直し、その他所要の措置を行わせた上で、いわちくに出荷するように指導する。
- (5) 岩手県外から移動してきた牛を1週間以内に県外と畜する場合にあつては、岩手県産牛とみなさず、検査非対象牛とする。

4 県は、抽出検査と併せ、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた県産牛肉への信頼を回復させるため、必要に応じ検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査ができるものとする。

5 他の都道府県に所在すると畜場へのお荷

- (1) 県は、県内で飼養されている牛が県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体（以下、「管轄自治体」という。）に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号、飼養管理状況の確認結果を通知する。また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄自治体に要請する。
- (2) 12か月齢未満の子牛を県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようとするど畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があつた場合は、県はそれに応じるものとする。

6 出荷計画

- (1) 県は、次の事項を記録した台帳を作成するとともに、変更の都度更新し、

これにより出荷する牛の飼養農家及び出荷牛の管理を行う。

- ① 生産者名及び市町村名
 - ② 検査対象農家、検査非対象農家の別
 - ③ 個体識別番号
 - ④ 抽出検査の検査日及び検査結果
 - ⑤ 飼養状況確認日及び確認結果
- (2) 出荷計画は、と畜する牛についての安全性の確認が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛等について定める。
- (3) 出荷計画案は、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県家畜商業協同組合等が作成し、県及びいわちくに提出する。
- その際、と畜場のと畜能力、県が放射性物質についての検査を依頼している検査機関の検査能力を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

7 いわちくにおける管理等

- (1) いわちくにおける受入れ及び確認
- いわちくは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合する。
- (2) 枝肉及び内臓等の保管・管理
- ① いわちくにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置(と畜順による管理、枝肉への表示等)を行う。
 - ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、県の職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は県が指定した者が行う。
 - ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでいわちく内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。
 - ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、基準値を超過したことが判明した場合は、県の職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、基準値以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。
- (3) 検査結果の公表
- 上記に従って放射性物質の検査を行い、県は検査結果を定期的にホームページで公表する。

8 放射性物質についての検査結果が基準値を超過した場合の対応

- (1) 検査結果が、基準値を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。
- (2) 県は、基準値を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。
- (3) なお、県は、基準値超過を未然に防止するため、必要に応じて基準値を超過しない場合であっても、管理状況等の立入調査等を行う。

9 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入調査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

県は、関係機関・団体等を構成員とする連絡会議を定期的を開催し、牛の飼養農家に対して、出荷・検査体制の周知徹底を行うとともに、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

(3) 情報の提供

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて、提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

10 適切な飼養管理を徹底するための措置

(1) 汚染稲わら等の管理等

「放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成 24 年 3 月 30 日）」等に基づき処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、連携して次の事項を行う。

- ① 汚染稲わら等の処分にあたっては、適切な処分方法を判断するため、放射性物質についての検査を実施しつつ、保管場所や処分の方法について、関係市町村等と連携・協議を行う。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「事故後稲わら管理確認票」を作成し、これに基づき、その処理までの間、定期的に適切な保管がなされていることを確認する。
- ③ 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、シート等での被覆、封印等を実施する。
- ④ 汚染稲わら等については、放射性物質汚染対処特措法等を踏まえ、関係省庁との連携や役割分担の下、可能な限り速やかに処分することとし、処分されたことを確認の上、事故後稲わら管理確認票にその旨を記載する。

(2) 飼養管理指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、必要に応じ聞き取りや立入調査を実施し、本方針に基づき適切な飼養管理を継続するよう指導を行うとともに、牛飼養農家が出荷を行う度に、当該指導に基づき適切な飼養管理が行われていることを確認する。

- ・実施者：県（広域振興局、農業改良普及センター、家畜保健衛生所）、市町村、農業協同組合
- ・実施内容：飼養管理チェックリスト及びパンフレットに基づき、安全な

飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点などの指導を徹底など

(3) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、適切な飼料給与などの飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、必要に応じ各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

(4) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

県は市町村等の協力の下、給与する飼料の安全性を確保していくため、次の事項を行う。

- ① 岩手県内全市町村を対象に、必要に応じて今後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング等を行い、飼料の適切な利用を徹底する。
- ② 牛に給与する飼料は、県が利用自粛解除したもののみとするため、除染後生産される飼料について、必要に応じて放射性物質検査を行い、飼料の暫定許容値以下であることを確認する。
- ③ 飼料の生産者が飼料を販売・譲渡する場合は、②により飼料の暫定許容値以下であることが確認された飼料のみ販売・譲渡するものとする。
- ④ 利用自粛が解除された牧草地については、必要なカリ施肥を行う等適切な管理を行うよう指導を徹底する。

(5) 飼料販売業者等への指導強化

飼料販売業者に対しては、必要に応じ聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

附則

- 1 この改正は、平成 24 年 9 月 28 日（改正日）から適用する。ただし、1 の（1）に係る改正については、平成 24 年 10 月 1 日から、1 の（3）及び（4）、3 の（2）、6 の（3）の②、9 の（2）及び（4）に係る改正については、平成 27 年 11 月 4 日から適用する。
- 2 この改正は、平成 30 年 9 月 4 日から適用する。
- 3 この改正は、平成 31 年 3 月 28 日から適用する。
- 4 この方針は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部策定）のモニタリング対象県から岩手県が除外された時点で廃止とする。
- 5 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。